

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）第145条に基づき公告する。

令和3年7月2日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

1 入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 がんセンター局長 内田 昭宏

2 調達内容

- (1) 入札番号 が事管第1-21号
- (2) 購入物品及び数量 放射線治療計画支援システム 1式
- (3) 購入物品の特質等 仕様書類のとおり。
- (4) 納入期限 令和3年11月30日（火）までに納入、調整すること。
- (5) 納入場所 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター
- (6) その他 詳細は入札説明書による。

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足している者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県における物品の製造の請負、買入れ若しくは売払いに係る競争入札参加資格において、「医療用機械器具」の営業種目について入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の機関が定める指名停止等の基準に基づく指名停止・入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年7月2日（金）から令和3年7月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター事務局管理課
電話番号 055-989-5798

(3) 交付方法

上記4の(2)に掲げる機関で交付する。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。

6 入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、申込書及び資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和3年7月2日（金）から令和3年7月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター事務局管理課
電話番号 055-989-5798

7 入札手続等

(1) 入札執行日時 令和3年7月19日（月）午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地
静岡県立静岡がんセンター管理棟4階カンファレンス3

(3) 入札方法

電送・郵送による入札は認めない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要書類を6の(1)の期間中に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した者の入札又は入札参加申込書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は入札説明書による。